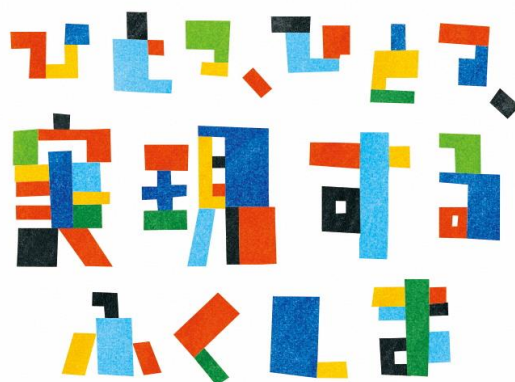


ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



令和7年6月

福島県

東日本大震災と原子力災害から14年余りが経過する中、特定帰還居住区域では避難指示解除に向けた除染等の取組が進められております。

また、昨年度は、複合災害の教訓等を学ぶホープツーリズムの参加者数が過去最多となったほか、今夏には、ふくしま復興再生道路の「小名浜道路」が開通するなど、当県は、復興への歩みを着実に進めております。

一方で、今もなお2万人を超える県民が避難生活を余儀なくされているほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応など、当県はいまだ原子力災害に起因する多くの困難を抱えております。

さらに、度重なる自然災害からの復旧や長期化する原油価格・物価高騰に加え、急激に進む人口減少への対応など、全国的な課題にも同時に対処していく必要があります。

このような中、国においては、今年2月に新たなエネルギー基本計画を閣議決定されました。原子力政策を含むエネルギー政策については、当県における過酷な原発事故の現状と教訓を踏まえ、安全・安心を最優先に考えながら、国民の理解を深めていくことが、福島復興に向けた取組に対する信頼にもつながります。

当県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、全力で復興に向けた挑戦を続けてまいります。

今年度は第2期復興・創生期間の最終年度となりますが、原子力災害の影響は現在進行形で続いており、世界に類を見ない困難を抱える福島の復興は、今後も長く厳しい戦いが続きます。

このため、第2期復興・創生期間後も中長期にわたり、切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けることができるよう、十分な財源や復興を支える制度の確保、さらには、進捗状況に応じたきめ細かな対応が不可欠であります。

国におかれましては、県や市町村の声を真摯に受け止め、福島復興再生特別措置法に掲げる責務を果たすとの強い決意の下、最後まで責任を持ち、総力を挙げて福島の復興と地方創生の推進に取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和7年6月6日

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

I 財源

- 1 東日本大震災・原子力災害からの
復旧・復興事業における財源確保・・・P. 1
- 2 基幹的インフラ整備、県民の安全・安心確保
のための事業に対する財源確保・・・P. 2

II 震災復興

- 3 避難地域等の復興に向けた
道路ネットワーク構築に対する支援・・・P. 3
- 4 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進・・・P. 4
- 5 帰還困難区域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援
・・・P. 5
- 6 復興祈念公園の整備・利活用促進・・・P. 6
- 7 長期避難者に対する支援の継続・・・P. 6
- 8 津波被災地域の市町村における土地活用
に対する支援の継続・・・P. 6

III 防災・減災対策

- 9 早期の災害復旧に向けた対応・・・P. 7
- 10 国との連携による「流域治水」の推進・・・P. 9
- 11 国土強靱化の推進に向けた支援・・・P. 10
- 12 水道の基盤強化・・・P. 13
- 13 下水道事業の推進による水災害リスクの軽減と
水環境の改善に向けた支援・・・P. 13

IV 地方創生

- 14 活力ある県土基盤構築に向けた
道路ネットワークの整備に対する支援・・・P. 14
- 15 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援・・・P. 15
- 16 福島空港への支援・・・P. 16
- 17 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成の推進・・・P. 17
- 18 「街なかのにぎわいと安全」を支える
街路整備事業の財源確保・・・P. 18
- 19 人口減少対策として子ども・子育て環境等に配慮した
インフラ整備への支援・・・P. 18

V その他

- 20 当県の復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援
・・・P. 19
- 21 市町村の復旧・復興を推進するための取組への支援・・・P. 19
- 22 デジタル化を推進するための取組への支援・・・P. 20
- 23 建設労働者の処遇改善への支援・・・P. 20

I 財 源

1 東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興事業における財 源確保

【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和8年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

2 基幹的インフラ整備、県民の安全・安心確保のための事業に対する財源確保

【内閣官房、総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 直轄事業における財源の確保

安全・安心の確保や持続可能な地域社会の形成のためには、基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、資材価格等が上昇している中でも必要な事業量を確保できるよう、必要かつ十分な財源の確保を図ること。

(2) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）について、資材価格等が上昇している中でも必要な事業量を確保できるよう、必要かつ十分な財源の確保を図ること。

(3) 県民の安全・安心確保のための事業の継続的予算の確保

県民の生命や暮らしを守るために実施している、治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐことを目的とした河川改修、人家や公共インフラ・ライフライン施設等の保全を目的とした土砂災害対策について、事業の早期完了を図るため、防災・安全交付金等において今後も継続的な予算確保を図ること。

また、近年頻発する水災害・土砂災害から生命と財産を安定的かつ継続的に守るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に必要な予算の確保を図るとともに、県民の安全・安心を確保する取組について、地方負担を軽減するための措置を講じること。

加えて、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた長寿命化対策に要する財源を確保すること。

(4) 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常気象に加え、労務単価や燃料等の物価高騰に伴い資材価格及び諸経費率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、さらには、老朽化する除雪機械の更新及び防雪消雪施設の計画的な修繕・更新等の必要性が生じ、財源確保が喫緊の課題となっていることから、引き続き必要かつ十分な予算を確保し、財政支援を図ること。

Ⅱ 震災復興

3 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「ふくしま復興再生道路」等を整備しているところであるが、避難指示解除等に伴い、新たな復興の取組を支援する道路整備が必要であることから、第2期復興・創生期間後も引き続き事業実施のために必要な予算の確保を行うこと。

(2) 常磐自動車道（仮）小高スマートＩＣの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートＩＣについて、早期整備が図れるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち、4車線化事業中の区間「広野 I C～ならはスマート I C間(L=5.6km)」、「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間(L=1.9km)」、「相馬 I C～新地 I C間(L=6.0km)」及び「山元南スマート I C～山元 I C間(L=5.5km)」の早期完成や残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号の4車線化などの機能強化を図ること。特に、国道6号小名浜地区（林城交差点～飯田交差点）の渋滞対策の早期事業化を図ること。併せて、国道6号勿来バイパスの早期整備を図ること。

4 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【復興庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

(1) 福島イノベーション・コースト構想等を支えるインフラ整備

福島イノベーション・コースト構想の更なる推進のため、各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進への取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、イノベ地域の関係者が連携した来訪者の増加や交流拡大、県内外から移住・定住を促進する取組、本構想に掲げる拠点施設への広域的なアクセスを強化する道路等の整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対して社会資本整備総合交付金（復興）制度や福島再生加速化交付金制度を継続し、支援を行うこと。

(2) 福島ロボットテストフィールドを活用したインフラ関連施策の推進

i-Construction やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においてもロボットを活用した新技術の開発や技術支援を継続するとともに、研修会や講習会等については、福島ロボットテストフィールドを積極的かつ継続的に利用すること。

5 帰還困難区域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援 **【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】**

(1) 第2期復興・創生期間後のインフラ整備の予算確保

特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域の避難指示解除に伴う帰還や拠点間交流の促進、復興に向けたまちづくり、福島国際研究教育機構（F-REI）の設置に係る環境整備等、復興の進展等により、新たに発生する課題等への対応に向けて、拠点間のアクセスを強化する道路や、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川の整備が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間後も社会資本整備総合交付金（復興）制度や福島再生加速化交付金制度を継続し、インフラの整備・修繕に必要な予算を確保すること。

(2) 住民帰還と移住・定住のためのインフラ修繕

道路・河川等のインフラについて、避難指示の長期化に伴い通常の管理ができなかった施設の更新等に必要な財源を確保するなど、最後まで責任を持って取り組むこと。

(3) 帰還困難区域等における除去土壌・建設副産物等の適正処理

帰還困難区域等において実施する災害復旧事業や復興事業等において、高線量のため再利用等ができない土壌が発生することから、復興の妨げとならないよう、事業実施前に除染を行うなど、国が責任を持って必要な措置を講じること。

(4) 道路・河川等の施設の適切な除染

道路・河川等の施設の除染について、除染後もその機能が保たれるよう原形復旧するとともに、除染によって生じる課題に適切に対応するなど、除染の実施主体として最後まで責任を持って取り組むこと。

6 復興祈念公園の整備・利活用促進

【復興庁、国土交通省】

県が令和7年度完成を目標に整備を進めている復興祈念公園と公園の中核的施設として国が整備を進める国営追悼・祈念施設が、一体となって供用できるよう、引き続き県と連携し整備を進めるとともに、供用開始後の管理運営においても、公園の利活用促進に向け県と連携して対応すること。

7 長期避難者に対する支援の継続

【総務省、復興庁、国土交通省】

(1) 災害（復興）公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者や帰還した住民の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、震災復興特別交付税を含め、現行の支援水準を維持すること。

(2) 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料免除に対して、震災復興特別交付税の措置を継続すること。

また、指定確認検査機関が行う建築確認申請等の手数料減免について、国庫補助を継続すること。

8 津波被災地域の市町村における土地活用に対する支援の継続

【復興庁】

津波被災地域の市町村による防災集団移転促進事業の移転元地等を復興まちづくりに有効に活用する取組に対し、復興庁による現在のサポート（ワンストップ相談窓口の設置や土地活用ハンズオン支援事業等）を令和8年度以降も継続し、支援を講じること。

Ⅲ 防災・減災対策

９ 早期の災害復旧に向けた対応

【総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保

査定設計書を作成するために必要となる調査、測量及び設計に関する委託費が大きな負担となっているため、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金がすべての事業で対象となるよう制度の拡充を図ること。

また、災害復旧事業の円滑な執行を図るためには発注者支援業務委託等を実施する必要があることから、工事雑費算定率の嵩上げや業務委託費等に充当できる新たな委託費補助制度の創設、さらには特別交付税の配分など、必要な財源を十分に確保すること。

(2) 災害関連事業の制度拡充

災害関連事業について、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川において堤防が決壊するなどの甚大な被害が生じた場合等、災害復旧事業費に対する改良費について、上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、制度の拡充を図ること。

また、家屋移転が必要となる市街地部における改良復旧事業の採択においては、計画に関する地域との十分な合意形成を経たうえでの協議実施、事業採択となるよう、柔軟な運用を図ること。

(3) 災害関連緊急砂防事業等の充実

災害関連緊急砂防事業等を当該年度に迅速に実施するためには、年度途中で財源を確保する必要がありその捻出に苦慮していることから、災害関連緊急砂防事業等に係る国費率の嵩上げや地方負担に係る全額交付税措置など、万全の財源措置を講じること。

また、当該事業は、原則として年度内完成の見込みのあるものとしているため、年度途中で災害が発生した場合、適正な工期の確保が困難なことから、大規模土砂災害に対し複数年施工できるよう制度の拡充を図ること。

(4) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準の緩和

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準として、激甚災害に指定されていることが前提条件となっていることから、激甚災害に限らず適用できるよう採択要件の緩和を図ること。

また、近年、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、人工斜面（宅地擁壁等）における豪雨に伴うがけ崩れについても、特例措置の対象となるよう運用の拡大を図ること。

(5) 国道３９９号「伊達橋」及び主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の早期復旧

国による災害復旧の権限代行で進めている国道３９９号「伊達橋」の復旧を迅速かつ強力に進めること。

また、国による修繕代行で進めている主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」の復旧を迅速かつ強力に進めること。

(6) 国道２５２号「あいよし橋」及び「出逢橋」の早期復旧に向けた支援

雪崩で流失した国道２５２号「あいよし橋」及び「出逢橋」の復旧に必要な技術的助言など、早期復旧に向けた支援を講じること。

(7) 国道１２１号「大峠道路」の早期復旧に向けた支援

国道１２１号は、当県と山形県にとって極めて重要な道路であることから、引き続き、復旧・完了に向けた支援を講じるとともに、令和４年８月豪雨で被災した国道１２１号福島山形県境部の強靱化に向け、技術的支援を行うこと。

(8) 港湾施設の災害復旧に係る支援

災害による施設復旧に係る地方負担を軽減するため、野積場など負担法対象外の施設について、復旧に係る補助事業等の創設を図ること。

10 国との連携による「流域治水」の推進

【総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 流域治水の取組を推進するための財政支援

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害等に対し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるため、河川改修や貯留施設の整備のほか、洪水浸水想定区域図の作成をはじめ、住民避難、早期復旧・復興に関する取組など、流域全体で取り組む流域治水の推進に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの早期推進

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた阿武隈川について、頻発化・激甚化する豪雨災害から県民の生命・財産を守るため、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの更なる推進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路・河川事業に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

特に、阿武隈川上流遊水地群については、早期整備に向け、立地地域での合意形成に取り組むとともに、国が主体となって整備後の利活用も含めた流域住民の理解醸成を推進すること。

また、遊水地整備後の地内利活用については、立地地域住民をはじめ幅広い意見を聞き、方針を策定すること。

(3) 特定都市河川指定および流域水害対策計画策定に向けた技術的支援

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく県管理河川の特定都市河川指定及び流域水害対策計画の策定など、引き続き技術的支援を行うこと。

(4) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査にかかる費用に対する国費率の嵩上げ及び起債の適用

令和2年8月に変更された「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所の抽出を行った結果、基礎調査対象箇所が大幅に増加することから、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、今後も十分な予算を確保すること。基礎調査に係る予算については、起債適用の対象外であるため、予算の確保が困難となっていることから、地方負担を軽減するため、国費率の嵩上げや起債充当を認めること。

(5) 市街地における浸水対策の推進

気候変動に伴い局地的集中豪雨等の増加により発生する内水氾濫に対して、「流域治水プロジェクト」に位置づけられた雨水幹線や排水ポンプ施設の整備や、本川、支川及び内水を考慮した「複合的なハザードマップ」の作成など、引き続きハード・ソフト両面から浸水対策に取り組むため、必要な財源を十分に確保すること。

11 国土強靱化の推進に向けた支援

【内閣官房、総務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省】

(1) 国土強靱化実施中期計画に基づく予算確保

気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるため、令和7年6月に策定予定である国土強靱化実施中期計画に基づき、今後5年間で概ね20兆円強程度を目途とし必要十分な予算を確保するとともに、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を考慮すること。

(2) 福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業への重点的な支援

- 1) 当県は、東日本大震災以降も、令和元年東日本台風や令和3年2月、令和4年3月の福島県沖地震、加えて雪崩による橋りょうの流失など、重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害へ備えるため、更なる国土強靱化が必要となることから、福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業について、公共施設の機能強化や地域の安全・安心の確保に向け、例年以上の規模で、必要十分な予算を確保すること。
- 2) 能登半島地震など、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえ、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、対策事業の継続・拡大及び要件緩和を行うとともに、国土強靱化実施中期計画のもと、災害の発生状況、物価高騰、気候変動の顕著化、インフラの老朽化の加速化などを踏まえ、5か年加速化対策を大幅に上回る予算・財源を別枠で確保すること。
また、会津地方山間部においては地形的制約等により、半島に類似した孤立集落発生リスクがあるため、代替路線の確保が難しい道路の機能強化等に重点配分を行うこと。
- 3) 県内は積雪寒冷地域が多く、大雪時にはさらなる冬期間の安全な交通確保のための防雪対策等が必要であるとともに、老朽化する除雪機械の更新及び防雪・消雪施設の計画的な修繕・更新等が特に必要であるため、財政上の支援措置を講じること。
- 4) 令和7年度までの措置となっている緊急防災・減災事業債や防災・減災国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、措置期間を延長すること。
また、計画的に事業が実施できるよう起債制度の期限延長の決定を1～2年前倒しすること。

(3) 防災・減災対策等強化事業推進費の拡大

突発的な災害対応で臨機に活用が図られるよう、「防災・減災対策等強化事業推進費」のさらなる事業拡大に向けて取り組むこと。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に関する支援

盛土等に関する工事等の許可や命令等について、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など、国も積極的に関与し支援するとともに、制度執行において混乱が生じないように、基準や許可等の運用の明確化及び円滑化に資する措置や、制度の十分な周知、普及啓発に率先して努めること。

盛土等の安全性把握のための調査や危険な盛土等の対策工事及び行政代執行に対し、国土交通省、農林水産省の両省において、補助対象とするエリアを定めず、緊急的かつ年度途中に必要な予算措置が可能となるよう国庫補助制度の拡充を図ること。

(5) 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置の拡充

東日本大震災により津波対策として整備した水門・陸閘については、施設操作者の安全確保を図るため、自動化、遠隔操作化する必要があり、その施設管理の費用が増大していることから、今後増加する修繕費、更新費に対する国庫補助率の嵩上げを行うとともに、維持管理費用の財源確保に向けて海岸保全施設延長を地方交付税の算定項目へ追加するなど、財政上の支援措置を講じること。

(6) 積雪寒冷地域における道路の舗装損傷に関する支援

令和7年度より、緊急自然災害防止対策事業費の対象事業を拡充いただいたところであるが、積雪寒冷地では冬期の降雨・融雪の増加に伴う路盤への浸透水による舗装損傷の拡大・増加を招いており、自治体負担が生じる緊急自然災害防止対策事業費では、すべてに対応することが困難なことから、道路舗装の損傷に係る災害復旧事業の採択要件を拡充し、速やかな対応を可能とすること。

(7) 地方整備局等の体制の充実・強化

激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、市町村を含め被災した自治体への TEC-FORCE の派遣や必要な技術的助言、資機材の提供等の支援を強化するため、地方整備局の体制充実・強化を図ること。

12 水道の基盤強化

【国土交通省】

(1) 水道の広域連携に係る支援の拡充

水道事業の広域連携を推進・促進するために行う連携手法に関する調査・検討等を補助対象に拡充すること。

さらに、水道広域化推進プランに基づいて都道府県が行う取組について財政的支援を行うこと。

(2) 水道施設の耐震化を推進するための財源の確保

水道施設の耐震化について、市町村等が着実に取組を推進するために必要となる予算を十分に確保すること。

また、水道施設の耐震化に関する補助制度について、施設の耐震性能等の調査を補助対象に拡充すること。

13 下水道事業の推進による水災害リスクの軽減と水環境の改善に向けた支援

【国土交通省】

(1) 下水道の整備に関する財政支援の継続

浸水対策の強化による水災害リスクの軽減と未普及対策による汚水処理人口普及率の向上のため、下水道の整備推進に向けた財政支援を継続すること。

(2) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向け、財源確保について支援を充実すること。

(3) 下水道施設の耐水化及び耐震化に関する財政支援の継続

災害時において継続的に下水道施設の機能を確保するため、下水道施設の耐水化及び耐震化の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

IV 地方創生

14 活力ある県土基盤構築に向けた道路ネットワークの整備に対する支援

【国土交通省】

(1) 会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫北道路、会津縦貫南道路の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸の整備

1) 国道4号（矢吹鏡石道路）の調査設計促進、国道4号矢吹町以南の早期全線4車線化

中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路）の調査・設計の促進を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。

2) 国道13号西道路の早期完成、国道4号福島北道路の事業化に向けた調査促進

国道13号について、福島西道路Ⅱ期工区の早期完成を図ること。あわせて、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の事業化に向けた調査促進を図ること。

(3) 横断道軸の整備（磐越自動車道の4車線化及び国道49号の早期完成等）

磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち事業中である「会津坂下IC～西会津IC間（L=8.8km）」、「西会津IC～津川IC間（L=17.5km）」及び「三川IC～安田IC間（L=8.3km）」の早期完成や、残る区間についての早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央IC間」についても、4車線化優先整備区間に選定し、早期事業化を図ること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災）の早期完成、好間三和防災の調査・設計の促進を図ること。

(4) 南部軸の整備（国道 289 号（八十里越）国直轄権限代行事業の整備推進等）

国道 289 号で唯一交通不能区間の八十里越の完成に向け、引き続き国直轄権限代行事業の整備推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

(5) 重要物流道路の整備・機能強化

重要物流道路及びその代替・補完路については、令和 3 年 7 月に策定された東北地方新広域道路交通計画を踏まえ、令和 5 年 4 月 1 日に追加指定されたところであり、平時・災害時を問わない安定的な人流・物流の確保に向けた指定道路の整備・機能強化について、重点的な支援を行うこと。また、地方の意見を十分に反映した路線における重要物流道路指定を推進すること。

(6) 東北自動車道（仮）大玉スマート IC の早期事業化

大玉村が取り組む「ふくしま田園中枢都市圏」など、近隣市町村との連携による持続可能な都市圏の形成において重要な役割を担うことから、令和 6 年 9 月に準備段階調査着手箇所を選定された（仮）大玉スマート IC について、早期事業化を図ること。

(7) 新広域道路交通計画の構想路線における財政支援の充実

新広域道路交通計画の構想路線は、高規格道路としての役割が期待されており、平常時・災害時を問わない物流・人流の確保・活性化のため、早期の具現化が必要であることから、高規格道路に位置づけるための手続きを明確化するとともに、必要な調査・検討に対する財政支援の強化を図ること。

15 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【国土交通省】

(1) 特定貨物輸入拠点港湾小名浜港の整備促進

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源及びエネルギー関連の物資を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の更なる活用が必要であることから、国が実施している沖防波堤等の整備を促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

重要港湾である相馬港については、復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が期待されることから、港内静穏度を向上させ、安全で円滑な荷役を可能とするため、県が実施している南防波堤の整備に係る財源を確保するとともに、国が実施している沖防波堤の嵩上げを促進すること。

16 福島空港への支援

【内閣府、総務省、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 空港整備事業の予算確保

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に運航できる基準を満たし、かつ防災拠点としての役目を果たせるよう、滑走路端安全区域（RESA）整備事業や滑走路舗装改良事業などに必要な予算を確保すること。

(2) 地方空港路線の維持・拡大のための国内航空会社等に対する財政支援

昨今の燃料高騰や人材不足など、航空会社等を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際定期路線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として国内航空会社や空港運営を担う事業者への支援を講じており、国内航空会社の経営状況に関してはコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、安定した経営状況の維持のため、今後も国内航空会社等に対しての継続的な支援が必要である。

このため、国は、厳しい経営環境の続く国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助、グラウンドハンドリングなどの空港運営を担う事業者への支援、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助を行うなど必要な措置を講じること。

(3) 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休している。

当県は、令和6年1月から運航している台湾との連続チャーター便の効果もあり、観光庁の宿泊統計調査において台湾からの宿泊者数は過去最高を更新しているものの、外国人延べ宿泊者数については未だ都道府県別順位において下位にある状況にあり、今後、復興の歩みを着実に進める福島の姿を国内外に広く発信するとともに経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

(4) 福島空港の防災拠点等への位置づけ

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

17 カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進

【経済産業省、国土交通省】

特定貨物輸入拠点港湾である小名浜港及び重要港湾相馬港において、「カーボンニュートラルポート（CNP）」を形成するため、県が行う港湾脱炭素化推進計画の内容を踏まえた港湾計画の変更や民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など十分な支援を行うとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等に係る補助制度の創設を図ること。

18 「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の財源確保

【国土交通省】

街路は都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有するが、事業費の減少が著しく、計画的な整備に支障をきたしていることから、街なかのにぎわいと安全を支える街路整備事業について十分な財源を確保すること。

19 人口減少対策として子ども・子育て環境等に配慮したインフラ整備への支援

【総務省、国土交通省】

(1) 都市公園の利活用促進に向けた事業への支援

子育てしやすい都市づくりを推進するため、都市公園の利活用促進に向け、老朽化した施設更新等に対する財政支援を充実すること。

(2) 通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援

令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、関係機関と連携し実施した通学路における合同点検の結果を踏まえた交通安全対策について、計画的かつ集中的に実施するため、個別補助制度による必要な予算の支援を講じること。

また、子育てしやすい都市づくりを推進するため、歩道等の安全確保に向けた事業への支援を充実すること。

(3) 自転車の利活用推進による交流人口拡大に向けた事業への支援

当県の健康長寿及び観光の推進に向けて、福島県自転車活用推進計画による自転車の利用環境整備への支援を充実すること。

また、複合災害を経験した福島の復興に向けた歩みを進めるため、「ふくしま浜通りサイクルルート」のナショナルサイクルルートへの指定に向けた取組へ支援、協力すること。

V その他

20 当県の復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援 【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 復興係数の特例措置の継続

福島県の復興はいまだ途上であり、入札不調率は震災前と比較して高い水準にあることから、令和8年度以降も復興係数の特例措置を継続すること。

(2) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援を継続すること。

21 市町村の復旧・復興を推進するための取組への支援 【財務省、総務省、国土交通省】

(1) 災害査定実施時期の延長や査定簡素化等の措置の継続

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所（町）があるため、今後も査定の簡素化等の措置を継続すること。

(2) 土木・建築技術者の人材育成と人員確保に向けた取組への支援

土木・建築技術者の人員不足に対応するため、土木・建築分野におけるイメージアップを推進するとともに、人材育成に向けた講習会や研修会の開催等により支援を行うこと。（市町村の職員を含む）

(3) 水道施設の耐震化を推進するための財源の確保【再掲】

水道施設の耐震化について、市町村等が着実に取組を推進するために必要となる予算を十分に確保すること。

また、水道施設の耐震化に関する補助制度について、施設の耐震性能等の調査を補助対象に拡充すること。

(4) 下水道の整備に関する財政支援の継続【再掲】

浸水対策の強化による水災害リスクの軽減と未普及対策による汚水処理人口普及率の向上のため、下水道の整備推進に向けた財政支援を継続すること。

(5) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実【再掲】

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向け、財源確保について支援を充実すること。

(6) 下水道施設の耐水化及び耐震化に関する財政支援の継続【再掲】

災害時において継続的に下水道施設の機能を確保するため、下水道施設の耐水化及び耐震化の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(7) 自治法派遣職員による支援の継続【再掲】

東日本大震災復旧・復興事業を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援を継続すること。

22 デジタル化を推進するための取組への支援

【経済産業省（中小企業庁）、国土交通省】

(1) 建設生産プロセスのデジタル変革に必要な財政支援

建設産業の働き方改革の更なる推進に向け、建設生産プロセスの各段階にデジタル技術の活用が必要となるため、受注者における機器類等の環境整備に係る支援策について、既存補助金制度の継続と申請要件の緩和を図ること。

(2) 地方におけるインフラ分野のDX推進に係る技術支援等

インフラ分野のDX推進に向けて、県・市町村職員や建設企業の双方の理解醸成・実践力を習得するための人材育成講習会の開催や、ICT活用工事の未経験企業に対してノウハウの提供や技術的支援を行う専門家の派遣等について、財政支援を図ること。

23 建設労働者の処遇改善への支援

【国土交通省】

建設工事及び測量設計業務に関連する公共工事設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の引上げを行うこと。特に交通誘導警備員の設計労務単価は、他の職種と比べ低い水準にあることから、重点的に引上げを行うこと。